

株 主 各 位

東京都港区麻布台一丁目11番9号
パラカ株式会社
代表取締役 内藤 亨

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年12月18日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成25年12月19日（木曜日）午前10時
- 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル10階
コンファレンススクエア エムプラス グランド
- 目的事項
報告事項 第17期（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件
第4号議案 当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションを発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.paraca.co.jp/>）において周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成24年10月1日から平成25年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度(自平成24年10月1日至平成25年9月30日)における我が国の経済は、政府による各種経済対策を背景とした民間消費や、公共投資、円安による輸出環境の改善等により回復基調にあります。

当社の属する駐車場業界においては、慢性的な駐車場不足を背景にその売上は底堅く、景気の回復基調の中で、駐車場の利用は増加傾向にあります。

このような中で、当社は、引き続き積極的な営業活動を行い、駐車場の新規開設を進めるとともに、既存駐車場の採算性向上に努めてまいりました。その結果、当事業年度においては283件3,626車室の新規開設、84件1,861車室の減少により199件1,765車室の純増となり、9月末現在1,294件18,212車室が稼働しております。尚、新規開設は、件数・車室数ともに過去最高となりました。

当事業年度の業績については、賃借駐車場においては、解約等による減少が過去最多の84件1,671車室となりましたが、279件3,594車室の新規開拓を行い、増収増益となりました。保有駐車場については、古川駅前駐車場、水戸駅前駐車場において合計190車室分のスペースを太陽光発電に転用した一方で、既存駐車場が多く集積するエリアにおいて4件32車室新規開設致しました。その結果、若干の増収増益となりました。

このほか、適正な料金設定、売上に応じて賃料を支払う還元方式の推進、運営コストの低減、6月より太陽光発電事業を開始したこと等により収益性の向上を図りました。

また、平成25年9月12日付けにて東京証券取引所市場第一部に市場変更し、それに伴う費用を22百万円、営業外費用に計上しております。その結果、営業利益、経常利益及び当期純利益について若干の増益となりました。

以上の活動により、当事業年度の売上高は8,913百万円(前事業年度比12.3%増)、営業利益1,668百万円(同5.5%増)、経常利益1,363百万円(同4.7%増)、当期純利益845百万円(同15.7%増)を計上いたしました。

当社の具体的な事業区分別の状況は以下のとおりであります。

(賃借駐車場)

当事業年度においては、279件3,594車室の開設及び84件1,671車室の減少により195件1,923車室の純増となりました。9月末現在においては1,187件14,759車室が稼働しております。

解約による売上への影響はあったものの、新規開設について過去最高となり、また既存駐車場の売上も堅調に推移したため、売上高は7,188百万円（前事業年度比14.2%増）となりました。

(保有駐車場)

当事業年度においては、青森市、大阪市、長岡市にて5件42車室分取得し、札幌市、青森市、大阪市にて4件32車室オープンしましたが、太陽光発電事業に190車室分を転用したため、車室としては、158車室の純減となり、9月末現在においては107件3,453車室が稼働しております。売上高は1,416百万円（同0.5%増）となりました。

(その他事業)

当事業年度において、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上及び駐輪場売上等により、売上高は307百万円（同35.4%増）となりました。

事業区分別の売上高は以下のとおりであります。

事業区分	売上高(百万円)	構成比(%)	車室数(車室)
賃借駐車場	7,188	80.7	14,759
保有駐車場	1,416	15.9	3,453
その他事業	307	3.4	—
合計	8,913	100.0	18,212

(2) 対処すべき課題

当社は収益力の向上のため、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでまいります。

① 解約リスクの低減

当社は、時間貸駐車場事業を賃借駐車場モデル（土地オーナーより駐車場用地を借り受け事業を行うモデル）に依存し過ぎることは、賃貸借契約の解約により事業を継続できなくなるリスクがあると考えております。そこで、賃借駐車場の解約リスクを軽減し、企業全体として長期安定的・継続的に成長していくためには、キャッシュ・フローを考慮しながら、「賃借駐車場」及び「保有駐車場」のポートフォリオを組み立てていくことが必要と考えております。

② 収益リスクの低減

当社は事業基盤の更なる強化を図るため、事業地を新規駐車場（オープン後1年未満の駐車場）と既存駐車場（オープン後1年以上経過の駐車場）に分けて管理しております。加えて、賃借駐車場では、毎月一定の賃料を土地オーナーに支払う「固定方式」にかかるリスク管理の徹底と、駐車場売上によって賃料が変動する「還元方式」を組み合わせることにより、収益リスクの低減に努めてまいります。

③ オペレーションスキルの向上

当社は『標準化』を推進し、従業員のオペレーションスキルの向上により、全社的な収益拡大とコスト低減を図ることに努めております。今後も引き続き、人材育成・教育によりオペレーションスキルの向上を図ることで、利益率の改善に努めてまいります。

④ 営業力の強化

当社が成長を図るうえでは、今後も継続して営業力を強化していく必要があると認識しております。人員の拡大を図るとともに、『標準化』を推進し、OJT教育、全体研修、個別指導を通じ、個々のスキルアップに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は、1,257百万円であります。その主なものは、事業用土地の購入189百万円とリース資産（駐車場機器）547百万円であり、ます。

(4) 資金調達の状況

当事業年度は、増資による資金調達はありません。
なお、借入金により1,390百万円調達いたしました。

- (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (6) 事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
該当事項はありません。
- (9) 財産及び損益の状況

区 分	第14期 (平成22年9月期)	第15期 (平成23年9月期)	第16期 (平成24年9月期)	第17期 (平成25年9月期)
売上高 (百万円)	6,738	7,032	7,934	8,913
経常利益 (百万円)	992	931	1,302	1,363
当期純利益 (百万円)	565	547	730	845
1株当たり当期純利益 (円)	12,444.08	12,044.92	16,075.53	92.35
総資産 (百万円)	17,528	18,323	19,000	19,629
純資産 (百万円)	5,214	5,768	6,458	7,377

(注) 平成25年10月1日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。
当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

- (10) 重要な親会社及び子会社の状況
- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
 - ② 子会社の状況
該当事項はありません。
- (11) 主要な事業内容 (平成25年9月30日現在)
当社の主要な事業内容は下記のとおりです。
駐車場の運営及び管理業務
不動産の所有、賃貸借、売買及び管理

(12) 主要な営業所（平成25年9月30日現在）

本 社	〒106-0041	東京都港区麻布台一丁目11番9号
大 阪 支 店	〒530-0004	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番19号
仙 台 営 業 所	〒980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町三丁目3番11号
埼 玉 営 業 所	〒330-0064	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目5番21号
横 浜 営 業 所	〒220-0004	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号
名古屋営業所	〒450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目24番8号
京 都 営 業 所	〒600-8009	京都府京都市下京区函谷鉾町79番地
神 戸 営 業 所	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通3番地
福 岡 営 業 所	〒810-0801	福岡県福岡市博多区中洲二丁目8番24号

(13) 使用人の状況（平成25年9月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61名	+2名	32.6歳	4.8年

(注) 上記使用人数にはパートタイマー及び派遣社員の8名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先（平成25年9月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,821百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,591百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,317百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	856百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	249百万円
株 式 会 社 阿 波 銀 行	249百万円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	190百万円
株 式 会 社 伊 予 銀 行	189百万円
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	141百万円
株 式 会 社 新 銀 行 東 京	129百万円
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	100百万円
株 式 会 社 常 陽 銀 行	83百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	63百万円
株 式 会 社 広 島 銀 行	52百万円
株 式 会 社 足 利 銀 行	50百万円
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	32百万円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	29百万円
株 式 会 社 み ち の く 銀 行	28百万円
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	27百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	27百万円
オ リ ッ ク ス 銀 行 株 式 会 社	22百万円
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	10百万円

- (15) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 135,000株
(注) 平成25年10月1日付けにて実施した株式分割（1株を200株）に伴い、同日付けをもって発行可能株式総数は26,865,000株増加し、27,000,000株となっております。
- (2) 発行済株式の総数 48,369株
(注) 平成25年10月1日付けにて実施した株式分割（1株を200株）に伴い、同日付けをもって発行済株式の総数は9,625,431株増加し、9,673,800株となっております。
- (3) 株主数 3,028名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
内藤 亨	4,100株	8.86%
兼平 宏	2,870株	6.20%
有限会社リョウコーポレーション	2,100株	4.54%
SBIホールディングス株式会社	2,000株	4.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,725株	3.73%
日信電子サービス株式会社	1,500株	3.24%
株式会社プレステージ・インターナショナル	1,500株	3.24%
日本証券金融株式会社	1,378株	2.98%
株式会社三井住友銀行	1,200株	2.59%
新井 一孝	1,200株	2.59%

(注) 持株比率は自己株式（2,075株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成25年5月8日開催の取締役会において、同年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行うとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用することについて決議いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議の日	平成16年12月21日開催 定時株主総会	平成17年12月21日開催 定時株主総会	平成21年12月18日開催 定時株主総会
保有人数及び新株予約権の数			
当社取締役 (社外取締役を除く)	0名 0個	0名 0個	3名 696個
当社社外取締役	0名 0個	0名 0個	0名 0個
当社監査役	1名 15個	1名 15個	0名 0個
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる 株式の数	45株 (注) 1	15株	696株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの 行使価額	290,667円	360,000円	72,940円
権利行使期間	平成18年12月28日から 平成26年9月30日まで	平成20年1月21日から 平成27年9月30日まで	平成23年12月19日から 平成29年12月18日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 3	(注) 4

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議の日	平成22年12月17日開催 定時株主総会	平成23年12月16日開催 定時株主総会	平成24年12月19日開催 定時株主総会
保有人数及び新株予約権の数			
当社取締役 (社外取締役を除く)	3名 540個	3名 540個	3名 540個
当社社外取締役	1名 10個	1名 20個	1名 20個
当社監査役	1名 10個	1名 10個	2名 20個
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる 株式の数	560株	570株	580株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの 行使価額	113,400円	74,130円	131,250円
権利行使期間	平成24年12月18日から 平成30年12月17日まで	平成25年12月17日から 平成31年12月16日まで	平成26年12月20日から 平成32年12月19日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 4	(注) 4	(注) 4

- (注) 1. 当社は平成17年4月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数は調整されております。
2. 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。
- ② この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
3. 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。なお、本条件は、当社と顧問契約を締結する社外協力者として新株予約権を割り当てた者に対しては適用しないものとする。
- ② この他、新株予約権の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
- ③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第10回新株予約権
発行決議の日	平成24年12月19日開催 定時株主総会
交付人数及び新株予約権の数 当社使用人	47名 220個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	220株
新株予約権の払込金額	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	131,250円
権利行使期間	平成26年12月20日から平成32年12月19日まで
新株予約権の行使の状況	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
- ③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	内 藤 亨	
取 締 役	駒 井 雄 一	営業部長
取 締 役	間 嶋 正 明	管理部長
取 締 役	中 村 隆 夫	弁護士 鳥飼総合法律事務所
常 勤 監 査 役	小 林 紀 幸	
監 査 役	福 島 一	
監 査 役	阿 河 勝 久	阿河キャピタルプランニング株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役中村隆夫氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役福島一氏及び阿河勝久氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は取締役中村隆夫氏、監査役阿河勝久氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
 4. 監査役小林紀幸氏及び阿河勝久氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社では平成17年4月1日より執行役員制度を導入しております。当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
執 行 役 員 社 長	内 藤 亨	
執 行 役 員 常 務	駒 井 雄 一	営業部長
執 行 役 員	間 嶋 正 明	管理部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	4名	130百万円
監 査 役	4名	10百万円
計	8名	140百万円

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役分 年額200百万円、監査役分 年額30百万円です。
 2. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額を含んでおります。
 3. 期末日現在の取締役は4名、監査役は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（21回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 中村 隆夫	21回	100%	—	—
監査役 福島 一	21回	100%	13回	100%
監査役 阿河 勝久	18回	100%	10回	100%

(注) 監査役阿河勝久氏は平成24年12月19日開催の第16期定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の社外役員とは異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は18回、監査役会の開催回数は10回となります。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役中村隆夫氏は、主に経営陣から独立した客観的視点をもって助言・発言を行っております。

監査役福島一氏は、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・発言を行っております。

監査役阿河勝久氏は、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役中村隆夫氏、監査役福島一氏及び監査役阿河勝久氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

④ 社外役員の報酬等の総額

	人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	4名	8百万円

(注) 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額を含んでおります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19百万円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 19百万円

(注) 上記、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬等の額及び金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額の合計額であります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「バラカ株式会社行動規範」(以下、行動規範)を定め、周知徹底を図る。
- ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役は、基本的な方針について宣言するとともに、内部統制・コンプライアンス担当執行役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。監査役及び内部監査担当は連携し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
- ハ. 法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士・専門家を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ロ. 組織横断的なリスク管理については内部統制・コンプライアンス担当執行役員が行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。また、内部監査担当は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能とその意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。双方の機能を強化するために、執行役員制度を採用し、同制度の維持・充実を図る。
 - ロ. 中長期経営戦略を策定し、全社で意思統一する。経営戦略を企業全体で共有し、強固なものにするために、定期的に経営戦略会議を開催し、企業の存続・発展を図る。
 - ハ. 中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、執行役員会及びすべての管理職が出席する会議（社内呼称：管理職会議）にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。
- ニ. 取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、監査役会の意見を尊重し、決定する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実が発生したとき、取締役及び使用人による法令違反の疑義ある行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきと定めた事実が生じたときは、速やかに監査役に報告する。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
 - ロ. 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を設けるほか、会計監査人、内部統制・コンプライアンス担当執行役員、内部監査担当と相互連携し、監査の実効性を確保する。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。また、会計監査人から監査内容について報告を受けることができる。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
社会的秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する。

本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他については表示単位未満四捨五入しております。

貸借対照表

(平成25年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,046	流動負債	1,958
1. 現金及び預金	1,507	1. 買掛金	113
2. 売掛金	59	2. 1年内償還予定の社債	40
3. 貯蔵品	1	3. 1年内返済予定の長期借入金	1,031
4. 前払費用	434	4. リース債務	331
5. 繰延税金資産	32	5. 未払金	194
6. その他	12	6. 未払費用	28
7. 貸倒引当金	△0	7. 未払法人税等	134
		8. 未払消費税等	21
		9. 前受金	22
		10. 預り金	10
		11. 賞与引当金	29
		12. その他	0
固定資産	17,582	固定負債	10,293
1. 有形固定資産	17,203	1. 社債	330
1) 建物	806	2. 長期借入金	8,231
2) 構築物	236	3. リース債務	1,270
3) 機械及び装置	374	4. その他	461
4) 車両運搬具	18		
5) 工具、器具及び備品	52		
6) 土地	14,022		
7) リース資産	1,561		
8) 建設仮勘定	130		
2. 無形固定資産	34	負債合計	12,251
1) 商標権	0	純資産の部	
2) ソフトウェア	34	株主資本	7,486
3) その他	0	1. 資本金	1,611
3. 投資その他の資産	343	2. 資本剰余金	1,641
1) 投資有価証券	19	1) 資本準備金	1,641
2) 出資金	0	3. 利益剰余金	4,334
3) 役員及び従業員に対する長期貸付金	22	1) その他利益剰余金	4,334
4) 長期前払費用	28	特別償却準備金	235
5) 繰延税金資産	25	繰越利益剰余金	4,099
6) 敷金	208	4. 自己株式	△100
7) その他	39		
		評価・換算差額等	△182
		1. その他有価証券評価差額金	2
		2. 繰延ヘッジ損益	△184
		新株予約権	73
		純資産合計	7,377
資産合計	19,629	負債純資産合計	19,629

損 益 計 算 書

(平成24年10月1日から平成25年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,913
売 上 原 価		6,304
売 上 総 利 益		2,608
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		939
営 業 利 益		1,668
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	0	
受 取 保 険 金	0	
保 険 返 戻 金	0	
保 険 配 当 金	0	
未 払 配 当 金 除 斥 益	0	
そ の 他	0	2
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	262	
そ の 他	45	308
経 常 利 益		1,363
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	29	29
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17	17
税 引 前 当 期 純 利 益		1,375
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	393	
法 人 税 等 調 整 額	136	530
当 期 純 利 益		845

株主資本等変動計算書

(平成24年10月1日から平成25年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成24年10月1日残高	1,577	1,607	1,607
事業年度中の変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)	33	33	33
剰余金の配当			
当期純利益			
特別償却準備金の積立			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
事業年度中の変動額合計	33	33	33
平成25年9月30日残高	1,611	1,641	1,641

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
平成24年10月1日残高	—	3,562	3,562	△100	6,646
事業年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					67
剰余金の配当		△72	△72		△72
当期純利益		845	845		845
特別償却準備金の積立	235	△235	—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	235	536	772	—	840
平成25年9月30日残高	235	4,099	4,334	△100	7,486

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成24年10月1日残高	△1	△243	△245	57	6,458
事業年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					67
剰余金の配当					△72
当期純利益					845
特別償却準備金の積立					—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	4	58	63	15	78
事業年度中の変動額合計	4	58	63	15	918
平成25年9月30日残高	2	△184	△182	73	7,377

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

 時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。但し、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、有形固定資産の一部（太陽光発電設備）については、定額法を適用しております。

 主な耐用年数は以下のとおりです。

 建物及び構築物 3～38年

 機械及び装置 17年

 車両運搬具 3～6年

 工具、器具及び備品 2～15年

 なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を行っております。

無形固定資産……………定額法を採用しております。

 (リース資産を除く)

 なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用……………定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年10月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金	36百万円
建物	724百万円
土地	13,423百万円
合計	14,183百万円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	735百万円
長期借入金	7,772百万円
合計	8,507百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,711百万円

3. 取締役に対する金銭債権 22百万円

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	47,542	827	—	48,369
自己株式				
普通株式	2,075	—	—	2,075

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成14年新株予約権①	普通株式	470.97	—	470.97	—	—
平成15年新株予約権③	普通株式	17.98	—	17.98	—	—
平成16年新株予約権④	普通株式	159	—	—	159	—
平成16年新株予約権⑤	普通株式	96	—	12	84	—
平成17年新株予約権⑥	普通株式	244	—	22	222	—
平成21年新株予約権⑦	普通株式	1,408	—	547	861	16
平成22年新株予約権⑧	普通株式	—	771	65	706	22
合計	—	2,395.95	771	1,134.95	2,032	39

(注) 増加の株数は、当事業年度に権利行使可能となったもの、減少の株数の主なものは、権利行使による消滅であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払総額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年12月19日 定時株主総会	普通株式	72百万円	1,600円	平成24年9月30日	平成24年12月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年12月19日開催予定の第17期定時株主総会に次のとおり付議いたします。

配当原資	利益剰余金
配当金の総額	92百万円
1株当たりの配当金額	2,000円
基準日	平成25年9月30日
効力発生日	平成25年12月20日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	11百万円
未払事業税	16百万円
土地	47百万円
繰延ヘッジ損益	102百万円
資産除去債務	40百万円
株式報酬費用	7百万円
その他	5百万円

繰延税金資産小計 231百万円

評価性引当額 △14百万円

繰延税金資産合計 217百万円

繰延税金負債

資産除去費用	25百万円
特別償却準備金	132百万円
その他の有価証券評価差額金	1百万円

繰延税金負債合計 159百万円

繰延税金資産（負債）の純額 57百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

駐車場機器

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	減損損失 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具及び備品	1,011	881	—	130

2. 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	114百万円
1年超	24百万円
合計	139百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額及びリース資産減損勘定取崩額

支払リース料	172百万円
減価償却費相当額	165百万円
支払利息相当額	5百万円
リース資産減損勘定取崩額	5百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金や安全性の高い金融商品等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金（原則として20年以内）は主に土地購入に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動比率等を基礎として行っております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、ヘッジ有効性評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金は流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,507	1,507	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	19	19	—
資産計	1,526	1,526	—
(1) 長期借入金(※) 1	9,262	9,303	40
負債計	9,262	9,303	40
デリバティブ取引(※) 2	(287)	(314)	△27

(※) 1 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※) 2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金及び預金	1,320
合計	1,320

(注) 3 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,031	981	906	1,483	2,269	2,582
合計	1,031	981	906	1,483	2,269	2,582

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、東京都その他の地域において、時間貸駐車場を有しております。平成25年9月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,165百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

貸借対照表計上額			決算日 における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
14,573	233	14,806	12,486

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
当事業年度増減額のうち、主な増加は、不動産取得（189百万円）であります。
2. 時価の算定方法
主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額を採用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高
役員	内藤 亨	被所有 直接 8.86%	当社 代表取締役	新株予約権の 行使 (注1)	19	—	—
役員	駒井 雄一	被所有 直接 0.74%	当社 取締役	新株予約権の 行使 (注2)	11	—	—

- (注) 1. 平成14年12月27日開催の当社第6回定時株主総会及び平成21年12月18日開催の当社第13回定時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。
2. 平成21年12月18日開催の当社第13回定時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 788円 87銭
1株当たり当期純利益 92円 35銭

- (注) 1. 当社は、平成25年5月8日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年10月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

- (注) 2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益（百万円）	845
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	845
期中平均株式数（株）	9,152,586

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成25年5月8日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議し、平成25年10月1日より効力発生しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社株式の流動性を高め、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えることを目的として、1株を200株とする株式分割を実施するとともに、全国証券取引所が平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とすることを目的として、単元株式数を100株とする単元株制度を採用することにいたしました。

また、これに合わせて定款の一部を変更いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用により投資単位の金額は実質的に2分の1となります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月曜日)最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき200株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数(平成25年10月1日現在)

- ① 株式分割前の発行済株式総数 : 48,369株
- ② 今回の分割により増加する株式数 : 9,625,431株
- ③ 株式分割後の発行済株式総数 : 9,673,800株
- ④ 株式分割後の発行可能株式総数 : 27,000,000株

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 平成25年9月13日(金曜日)
- ② 基準日 平成25年9月30日(月曜日)
- ③ 効力発生日 平成25年10月1日(火曜日)

(4) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権等の1株当たりの権利行使価額を平成25年10月1日(火曜日)以降、次のとおり調整しております。

	発行日	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権	平成16年12月28日	290,667円	1,454円
第5回新株予約権	平成17年7月20日	293,284円	1,467円
第6回新株予約権	平成18年1月20日	360,000円	1,800円

	発行日	調整前行使価額	調整後行使価額
第7回新株予約権	平成22年1月6日	72,940円	365円
第8回新株予約権	平成23年1月6日	113,400円	567円
第9回新株予約権	平成24年1月10日	74,130円	371円
第10回新株予約権	平成25年1月11日	131,250円	657円

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年11月 8 日

パラカ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 山 田 良 治[Ⓔ]

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 安 斎 裕 二[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パラカ株式会社の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年11月11日

パラカ株式会社 監査役会

常勤監査役 小林紀幸 ㊟

監査役 福島一 ㊟

監査役 阿河勝久 ㊟

(注) 監査役福島一及び監査役阿河勝久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は「財務体質の強化と今後の事業展開に備えるため、「毎期の業績」、「内部留保の充実」、「手元流動性」及び「投資環境」に応じて再投資と配当のバランスをとりながら株主の皆様への利益配分を行う」ことを基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2,000円 総額 92,588,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年12月20日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、あらためて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数 (株)
1	内藤 亨 (昭和31年7月15日)	昭和54年4月 野村證券株式会社入社 昭和63年12月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成6年10月 有限会社リョウコーボレーション設立 平成9年8月 当社設立 代表取締役社長 平成21年10月 当社代表取締役（現任）	4,100
2	駒井 雄一 (昭和41年6月5日)	平成元年4月 株式会社リクルート入社 平成12年7月 株式会社ビーマップ入社 平成16年11月 当社入社 営業部長（現任） 平成17年12月 当社常務取締役 平成21年10月 当社取締役（現任）	344

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数 (株)
3	ましまあき 間嶋正明 (昭和51年12月14日)	平成15年3月 株式会社オン・ザ・エッジ入社 平成16年10月 当社入社 平成18年4月 当社運営部長 平成19年6月 当社運営管理部長 平成20年7月 当社執行役員管理部長（現任） 平成21年12月 当社取締役（現任）	235
4	なかむらたかお 中村隆夫 (昭和40年8月25日)	平成元年4月 日本銀行入行 平成8年2月 株式会社デジタルガレージ取締役 平成11年6月 株式会社インフォシーク代表取締役 平成16年3月 株式会社ピーエイ取締役 （平成19年11月退任） 平成18年6月 株式会社ネットエイジグループ （現 ユナイテッド株式会社）監査役 平成20年12月 弁護士登録 （第二東京弁護士会所属） 平成21年1月 鳥飼総合法律事務所（現任） 平成21年3月 株式会社ピーエイ取締役（現任） 平成21年12月 当社取締役（現任）	10

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中村隆夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中村隆夫氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富な知識・経験等を活かし、適切な助言をいただけるものと判断したためであります。また、同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年間です。
4. 現在当社の社外取締役である中村隆夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、中村隆夫氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任監査法人トーマツ	
主たる事務所の所在地	東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル	
沿 革	昭和43年5月 等松・青木監査法人設立 昭和50年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>)へ加盟 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、 名称を有限責任監査法人トーマツに変更	
資 本 金	810百万円	
構 成 人 員	社員 (公認会計士)	566名
	特定社員	115名
	職員 公認会計士	2,375名
	公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む)	1,269名
	その他専門職	739名
	事務職	508名
	合計	5,572名
関 与 会 社	3,642社	

平成25年9月末日現在

第4号議案 当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションを発行する件

当社は、優秀な経営陣を継続して確保し、その取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、株主の皆様との価値共有を高めることを目的として新株予約権を発行することとし、当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、平成15年12月開催の第7期定時株主総会でご承認いただいた取締役の報酬枠(年額2億円以内)とは別枠として、年額2,500万円以内で発行するものであります。なお、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、対象者は取締役3名となります。

新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社取締役(社外取締役を除く)

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という）は、当社普通株式100株とし、本議案承認の日から1年以内に割当てる新株予約権の行使により交付される株式の総数は、15,000株を上限とする。対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

本株主総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は、150個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて、新株予約権の割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から35年以内の期間で、当社取締役会において定める期間とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金

及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が下記（12）に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計

画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（６）に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（６）に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（７）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする）による承認を要するものとする。
- ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
上記（９）に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の行使の条件
下記（１２）に準じて決定する。

（１１）端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（１２）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10

日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- ② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者は、割当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記⑤の契約に定めるところによる。
- ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(13) その他新株予約権の細目等

上記(1)から(12)までの細目および(1)から(12)まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

